

4月1日(月)から令和6年度福祉サービス券の申請を受け付けます

65歳以上の方や、要介護認定を受けている方などを対象に、

在宅で受けられる介護保険以外の高齢者サービスを行っています。

利用には申し込みが必要で、申し込み方法や、各種制度の詳細についてはお問い合わせください。

受付 4月1日(月)～

申請場所

長寿いきがい課⑬～⑱番窓口

地域局市民福祉課④番窓口

問合せ

長寿いきがい課

Tel 89・2156

地域局市民福祉課

Tel 73・5500



● 家族介護用品購入費助成券 (おむつ券)

おむつ、パッド、清拭剤(せいきざい)、防水シート、使い捨て手袋、おむつカバーの購入時に利用できる助成券を交付します。

対象 在宅で要介護認定を受けている市民税非課税の方、またはその方を介護する家族など

助成額 おむつ使用者の要介護度によって助成額が異なります。

・要介護4または5… 月額6250円

・要介護3… 月額5000円

・要介護1または2… 月額2500円

※助成券の交付後に要介護区分が変更になった場合は、変更後の要介護区分に対応する助成券と交換できます。

● 軽度生活援助事業利用券 (シルバー券)

除雪、草取り、軽微な修繕などの軽易な日常生活上の援助に対する利用券を交付します。

対象 65歳以上の方のみの世帯など

交付枚数 年間16枚(草取りや除雪などに使用できる券12枚、除雪専用の券4枚)

※1枚につき援助員1人が1時間の作業を行います。

※交付は1つの家につき1冊です。(同じ家に65歳以上のみで構成される世帯が2つ以上ある場合も1冊のみ交付)

※世帯が別であっても、65歳未満の方と同居している場合は交付できません。

利用負担金

・生活保護受給世帯…無料

・利用者および同居者全員が市民税非課税…

1枚につき100円

・利用者および同居者に市民税課税者がいる…

1枚につき300円

● 訪問理容サービス券

自宅訪問による理美容サービスが受けられるサービス券を交付します。

対象 在宅で寝たきりの市民税非課税の方

※寝たきりとは要介護認定を受けていて「要介護4以上または「要介護3以下で寝たきり度」がB1以上」のことです。

交付枚数 年間4枚

● はり・きゅう・マッサージ施術券

はり・きゅう・マッサージなどの治療院で利用できる施術券を交付します。

対象 65歳以上で、世帯全員が市民税非課税の方

助成額 施術1回につき800円

交付枚数 年間10枚



家族介護用品
購入費助成券
(おむつ券)



軽度生活援助
事業利用券
(シルバー券)



訪問理容
サービス券



はり・きゅう
・マッサージ
施術券

